

# 令和7年度三重県介護人材送出国調査事業委託業務 仕 様 書

## 1 事業目的

本県においては、国内人材の確保等の取組を講じてもなお介護人材は不足しており、令和6年7月にインドネシア保健省との間でMOUを締結するなど、外国人介護人材の確保の取組を強化している。

一方で、近年では、アジア諸国の経済発展が続いており、日本の円安や物価高騰等の影響もあり、従来どおりに外国人介護人材を確保することが難しくなっている。

こうしたことから、外国人介護人材の新たな送出国のルートを開拓するにあたり、人材の送り出しが期待できる調査国の海外現地機関や教育機関等を訪問し、留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集活動を行う。また、介護分野の特定技能・留学の在留資格で日本での就労等を検討する者を対象とした介護人材現地セミナーを開催するなど、県内介護施設等の魅力を伝える情報発信活動を行う。

## 2 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

## 3 業務内容

### （1）調査国について

#### ①調査国の選定

今後、「特定技能」や「留学」の在留資格による介護人材の送出しの促進が期待される国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ等の特定技能に関する二国間の協力覚書締結国）から2か国を調査国として選定する。ただし、既に三重県と覚書（MOU）を締結しているベトナム・インドネシアについては、調査国から除くものとする。

#### ②企画書の作成

調査候補国2か国とその選定理由を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

### （2）現地調査等活動のスケジュールについて

令和8年1月頃に、三重県とともに海外現地で調査等活動を行う。日程については、概ね1週間程度の行程を想定する。

○海外現地での調査等活動のスケジュール（イメージ）

| 日 目   | 時間         | 活動内容                                     |
|-------|------------|------------------------------------------|
| 1 日 目 | ～21:00     | 日本出発、飛行機による移動、調査国①到着                     |
| 2 日 目 | 9:00～17:00 | 調査国①内の移動<br>調査（現地機関の訪問・意見交換又は介護人材現地セミナー） |
| 3 日 目 | 9:00～17:00 | 調査国①内の移動<br>調査（現地機関の訪問・意見交換又は介護人材現地セミナー） |
| 4 日 目 | 9:00～21:00 | 調査国①出発、飛行機での移動、調査国②到着                    |
| 5 日 目 | 9:00～17:00 | 調査国②内の移動<br>調査（現地機関の訪問・意見交換又は介護人材現地セミナー） |
| 6 日 目 | 9:00～17:00 | 調査国②内の移動<br>調査（現地機関の訪問・意見交換又は介護人材現地セミナー） |
| 7 日 目 | ～21:00     | 調査国②出発、飛行機による移動、日本到着                     |

（３）現地機関の訪問・意見交換会の運営・実施

①事業の概要

海外現地国における日本や三重県への介護人材の送り出し状況や今後の情勢等を調査するために、日本語学校、介護関係の送出機関又は行政等の関係機関を訪問する。

（訪問先）

日本語学校、介護関係の送出機関又は行政等の関係機関

※調査国①の日本語学校、介護関係の送出機関又は行政等の関係機関のいずれかを２箇所以上

※調査国②の日本語学校、介護関係の送出機関又は行政等の関係機関のいずれかを２箇所以上

（訪問時間）

各箇所１～２時間程度

## ②企画書の作成

現地機関の訪問・意見交換会に係る実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

- ・実施体制
- ・訪問先候補機関の名称、情報、特色等
- ・事前調整の実施方法
- ・当日の運営体制
- ・現地の関係機関との連携体制、連携方法

## ③訪問先機関の選定

訪問・視察先は、既に事業実績や関係性を有しており、実際に調整可能であることを示すこと。

## ④運営及び管理

- ・訪問先との事前調整（下話）、訪問日時・次第・意見交換会の議題の調整や出席者の伝達・確認、席次等の調整を行うこと。
- ・現地説明者及び通訳が同行すること。ただし、現地説明者と通訳を1名の者が兼任することも可とする。
- ・現地の言語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。

# （４）介護人材現地セミナーの運営・実施

## ①事業の概要

介護分野の特定技能・留学の在留資格で日本での就労等を目指す学生又は現地日本語学校への入学を検討する者等を対象として、三重県や三重県の介護施設等における就労の魅力をPRする介護人材現地セミナーを企画し、運営、進行管理等を実施すること。

### ○開催回数

調査国ごとに、各1回以上

### ○目標参加人数

調査国ごとに、50名以上

### ○実施内容

#### <第一部：三重県の紹介>

三重県の魅力をPRする。（1時間程度。県が説明）

#### <第二部：三重県の介護施設等の紹介>

三重県の介護施設等における就労の魅力を学生等にPRする。

（1時間程度。受託者が説明）

## ②企画書の作成

セミナーの具体的な実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

- ・セミナーの実施体制
- ・セミナーのプログラム
- ・セミナーの実施場所
- ・参加者の集客方法
- ・事前調整の実施方法
- ・当日の運営体制
- ・現地の関係機関との連携体制、連携方法

## ③会場の選定・手配

- ・セミナーが支障なく開催できる広さの会場を確保し、会場内のレイアウトはセミナーが円滑に行えるように配置すること。

## ④運営及び管理

- ・プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、進行台本等を作成すること。
- ・司会、受付等の運営スタッフ、備品（パソコン、プロジェクター、カメラ等）等の必要な人員、機材の手配を行うこと。
- ・セミナーで使用するプレゼンテーション資料（現地の言語対応）を作成すること。
- ・セミナーは現地の言語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。
- ・会場装飾については、参加者にわかりやすい案内表示や、三重県のPRにつながる簡単な展示を行うなど、創意工夫を図ること。
- ・特定の介護施設の利益ではなく、県内介護業界全体の利益に繋がる内容とすること。
- ・「第二部：三重県の介護施設等の紹介」は、県内介護施設等における外国人介護人材の受入れ実態や課題を踏まえた内容とすること。
- ・現地の関係機関等と緊密に連携を図ること。

## （５）現地調査活動における移動手段の確保

海外現地の各訪問先・ホテル等の移動のため、専用車両を手配すること。専用車両の手配については以下の条件を満たすこと。

- ・出張参加者（県職員）２名の他、受託者のスタッフが乗車できること。また、乗車する全員のスーツケース等の荷物が収納できること。
- ・各調査国について現地の状況に精通する者を同乗させること。

なお、県職員の調査国への渡航や宿泊等にかかる費用は、本業務の委託費に含まないものとする。

#### 4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書を1部提出すること。また、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

##### (1) 納品期限

令和8年3月27日（金）

##### (2) 提出先

三重県医療保健部長寿介護課

##### (3) 報告内容

①現地調査等活動の結果について

②調査国の情報について

- ・基本情報（国民性、経済状況、宗教、文化等）
- ・日本国及び三重県への介護人材の送出しの現状について
- ・今後の介護人材の送出しのポテンシャルについて
- ・人材の送出しにかかるカンントリーリスクについて
- ・三重県内介護施設等と関係機関との連携の可能性について

#### 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

#### 6 その他

##### (1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとし、支払先も日本国内の銀行等の口座に限る。

##### (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

##### (3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再

委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

#### (4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

#### (5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。
- オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### (6) 著作権等

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著

作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

- ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- （ア）断固として不当介入を拒否すること。
- （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- （ウ）委託者に報告すること。
- （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班 担当：渡邊、河内

電話番号 059-224-2262 ファックス番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp